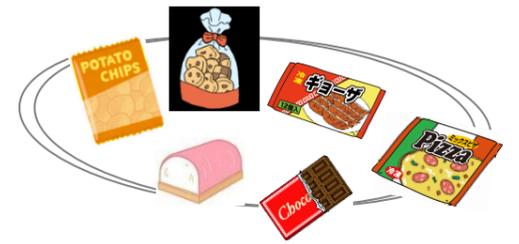


# 新たな加工食品の原料原産地表示

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品  
(添加物、外食、インスタ加工等を除く)



① 22食品群と5品目(食品表示基準 別表第15)  
(個別の表示ルールがある加工食品) ※裏面に記載

22食品群と5品目(①の加工食品)以外の加工食品  
対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

対象原材料が「生鮮食品」の場合

国別重量順表示が困難な場合  
(製造地表示を含む)

対象原材料が「加工食品」の場合

② 原則表示 国別重量順表示

国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する方法

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産)、豚脂肪、たん白加水分解物、...

表示の意味  
・重量割合の高いものから順に「アメリカ産」、「国産」、「カナダ産」が使用されています。

産地が、	
1か国の場合	豚肉(アメリカ産)
2か国の場合	豚肉(アメリカ産、国産)
3か国以上の場合 (パターン1)	全て表示する場合 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)
3か国以上の場合 (パターン2)	3か国目以降を「その他」と表示する場合 豚肉(アメリカ産、国産、その他)

④ 又は表示

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産(5%未満))、豚脂肪、たん白加水分解物、...

※豚肉の産地は令和〇年の使用実績順

表示の意味  
・「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。  
・令和〇年の使用実績順では「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

[条件]  
2以上の原産地のものを使用し、かつ重量の割合の順序が変動する可能性がある場合、「又は表示」をすることができます。

要件  
(1) 根拠書類の保管  
過去の一定期間における産地別使用実績又は将来の産地別使用計画等、根拠書類の保管をする。  
(2) 使用実績等に基づく旨の表示  
過去の一定期間における使用実績又は、将来の一定期間における使用計画の重量割合の高い原産地から順に表示した旨を表示する。  
(3) 誤認防止  
一定期間における使用割合が5%未満である場合、5%未満である旨を表示する。

⑤ 大括り表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、...

表示の意味  
・3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。  
・国産の原材料は使用されていません。

[条件]  
3以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、重量の割合の順序が変動する可能性がある場合、「大括り表示」をすることができます。

要件  
・根拠書類の保管  
過去又は将来の一定期間における産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管する。



⑥ 大括り表示 + 又は表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法

名称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(国産又は輸入(5%未満))、豚脂肪、たん白加水分解物、...

※豚肉の産地は令和〇年の使用実績順

表示の意味  
・国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。  
・令和〇年の使用実績順では、「国産」の方が「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

[条件]  
国産品及び3以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、重量の割合の順序が変動する可能性がある場合、「大括り表示+又は表示」をすることができます。

要件  
(1) 根拠書類の保管  
過去又は将来の一定期間において、国産及び3以上の外国が原産地の原材料の重量割合の順序に変動があること等、根拠を示す資料を保管する。  
(2) 使用実績等に基づく旨の表示  
過去の一定期間における使用実績又は、将来の一定期間における使用計画の重量割合の高い原産地から順に表示した旨を表示する。  
(3) 誤認防止  
一定期間における使用割合が5%未満である場合、5%未満である旨を表示する。

③-1 原則表示 製造地表示

当該中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」と表示する方法

名称 チョコレートケーキ  
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、...

表示の意味  
・チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。  
・ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

③-2 加工食品に使われた生鮮食品の産地を表示

中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、当該原材料名と共にその原産地を表示する方法

名称 チョコレートケーキ  
原材料名 チョコレート、小麦粉、...  
原料原産地名 ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)

表示の意味  
・チョコレートに使われたカカオ豆の産地が、「ガーナ」、「インドネシア」であることを意味しています。  
・カカオ豆は、「ガーナ」産の方が「インドネシア」産よりも多く使用されています。  
・チョコレートがガーナやインドネシアで作られたという意味ではありません。

# 1 個別の表示ルールがある加工食品 (食品表示基準 別表第15)

## 1 生鮮食品に近い22食品群 (原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の当該割合が50%以上であるもの)

品目群 (分類)	対象商品の例
(1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にしたものを除く)	乾しいたけ、かんぴょう、切り干しだいこん、乾燥ぜんまい、かんしょ蒸し切り干し、乾燥ねぎ、干し柿、干しぶどう 等
(2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く)	塩蔵きのこ、塩蔵山菜ミックス 等
(3) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く)	ゆでたけのこ、ゆでたぜんまい、下ゆでしたさといも、ふかしたさつまいも、ゆでた大豆、なまあん、乾燥あん 等
(4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く)	カット野菜ミックス、野菜サラダ(生鮮食品のみで構成されたものに限る)、カットフルーツミックス 等
(5) 緑茶及び緑茶飲料	煎茶、玉緑茶、玉露、抹茶、番茶、ほうじ茶、緑茶飲料 等
(6) もち	まるもち、のしもち、切りもち、草もち、豆もち 等
(7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類	いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生、いり大豆 等
(8) 黒糖及び黒糖加工品	黒糖蜜、黒糖菓子 等
(9) こんにゃく	板こんにゃく、玉こんにゃく、糸こんにゃく 等
(10) 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く)	しお・こしょうした牛肉、タレ漬けた牛肉、みそ漬けた豚肉 等
(11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く)	ゆでた牛もつ、蒸し鶏、ゆで卵、温泉卵 等
(12) 表面をあぶった食肉	牛たたき(生食用食肉の規格基準を満たすもの) 等
(13) フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く)	衣を付けた豚カツ用の豚肉、衣をまぶした唐揚げ用の鶏肉 等
(14) 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む)	合挽肉、成形肉、焼き肉セット(異種の肉を盛り合わせたもので、生鮮食品のみで構成されたものに限る) 等
(15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く)	みがきにしん、たづくり(素干しのもの)、たたみいわし、するめ、丸干しいわし、さば開干し、煮干いわし、しらす干、ちりめんじゃこ、干ぼたて貝柱、干さくらえび、だしこんぶ、干こんぶ、板のり、焼きのり、味付けのり、乾燥わかめ、干ひじき 等
(16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類	塩さんま、塩さば、塩かずのこ、塩たらこ、塩いくら、すじこ、塩うに、塩蔵わかめ、塩蔵したうみぶどう 等
(17) 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く)	まぐろしょうゆ漬、あこうだいの粕漬、あまだいのみそ漬、もずく酢、味付けめかぶ、いくらしょうゆ漬、食用油脂を加えたまぐろのすき身 等
(18) こんぶ巻	
(19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く)	ゆでだこ、ゆでかに、ゆでしゃこ、釜揚げしらす、釜揚げさくらえび 等
(20) 表面をあぶった魚介類	かつおのたたき 等
(21) フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く)	衣を付けたカキフライ用のかき、衣を付けたムニエル用のしたびらめ 等
(22) 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く)	ねぎま串、鍋物セット(生鮮のみで構成されているもの) 等

## 1 生鮮食品に近い22食品群

対象原材料：使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料

(対象原材料が加工食品の場合は、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品)

### 《表示例》

#### 1- (1) 乾燥野菜

名称	切り干し大根
原材料名	大根
原料原産地名	中国



#### 1- (15) 塩干魚介類

名称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	広島県(真あじ)



## 2~6 個別の品目ごとに義務付けられている5品目

- 2 農産物漬物
- 3 野菜冷凍食品
- 4 うなぎ加工品
- 5 かつお削りぶし
- 6 おにぎり(米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る)

### 《表示例》

#### 2 農産物漬物 (対象原材料：上位4位(又は3位)かつ5%以上の原材料)

名称	ふくじん漬
原材料名	だいこん(国産、中国)、きゅうり(国産)、なす(韓国)、れんこん(国産)、しょうが、なた豆、漬け原材料(糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖)、しょうゆ、食塩、とうがらし) / 調味料(アミノ酸液)、酸味料...



#### 3 野菜冷凍食品 (対象原材料：上位3位かつ5%以上の原材料)

名称	ミックスベジタブル
原材料名	スイートコーン(カナダ)、にんじん(アメリカ)、グリーンピース(国産)



#### 4 うなぎ加工品 (対象原材料：うなぎ)

名称	うなぎの蒲焼き
原材料名	うなぎ(中国)、しょうゆ、砂糖、発酵調味料(米、米こうじ、酒、砂糖、食塩)、水あめ



#### 5 かつお削りぶし (対象原材料：かつおのふし)

名称	花かつお
原材料名	かつおのふし(国内製造)



#### 6 おにぎり (対象原材料：のり)

名称	おにぎり
原材料名	ご飯(米(国産))、鮭、のり(国産)、食塩

